

# 入管難民法「改悪」をめぐる この間のおもな経過と私たちの取り組み

(2021年4月27日版)

外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会 事務局

- 2月18日(木) ◆立憲民主党・国民民主党・共産党・沖縄の風・れいわ新選組・社会民主党は、難民の定義の改正／難民認定の主体の改正／難民認定手続きの改正／無国籍者の認定／難民・難民申請者の生活支援を定めた「難民等の保護に関する法律案」と、違反調査の改正／退去強制令書の改正／超過滞在者のアムネ스티(合法化)を求める「入管難民法改正案」を、議員立法案として参議院に提出(なお、衆議院への提出は見送られた)。
- 2月19日(金) ◆政府、「出入国管理及び難民認定法」(入管難民法)の改定案を閣議決定。  
○政府案に対して、移住者と連帯する全国ネットワーク(移住連)など市民団体、日本弁護士連合会など各地の弁護士会の反対声明が相次ぐ。
- 3月6日(土) ◆名古屋入管収容所でスリランカ人女性・ウィシュマさんが亡くなる。
- 3月31日(水) ○国連の特別報告者ら4人が日本政府に共同書簡を送る。
- 4月3日(土) ☆午後2時～4時「入管難民法を考える」教会セミナー<オンライン>、主催団体は東海在日外国人支援ネットワークと中部外キ連、視聴参加者は20人。
- 4月15日(木) ○19:00～20:30市民団体の#FREESHIKUやVoice Up Japanなどの呼びかけで、国会正門前で「入管法改悪反対」スタンディング・アクション、青年たちを中心に450人が参加。
- 4月16日(金) ◆衆議院本会議で法務大臣が入管難民法の改定案の主旨説明。  
○1:30～16:30 移住連のよびかけで、「入管法改悪反対シットイン」を衆議院第二議員会館前の歩道で始める。12:00～13:00 昼アピール行動、約100人が並ぶ中で野党の国会議員や、ジャーナリストの安田浩一さん、弁護士の児玉晃一さん、市民団体・教会関係団体・労組などの代表者たちがアピール。そのあとのシットインでは50～60人が参加。なかには授業の合い間をぬって学生たちが、自前のプラカードを持ってシットイン。
- 4月18日(日) ☆13:00～15:00「入管難民法を考える」教会セミナー<オンライン>、主催はカトリック大阪大司教区南地区宣教評議会。  
☆15:00～17:00「入管難民法を考える」教会セミナー<オンライン>、主催は在日大韓基督教会社会委員会・KCC・RAIK・西南KCC、視聴参加者は36人。
- 4月20日(火) ◆15:30～17:00 衆議院法務委員会で法務省が入管難民法の改定案の主旨説明。  
○11:30～17:00 国会前シットイン。12:00～13:00 昼アピール行動、約120人が並び、国会議員や作家の温又柔さん、外国人市民のアピールが続いた。そのあとのシットインでは、入れ替わり立ち代わり100人以上が参加。
- 4月21日(水) ◆9:00～12:00 衆議院法務委員会で参考人招致、安富潔(慶応義塾大学名誉教授)、柳瀬房子(難民を助ける会)、市川正司(日弁連)、児玉晃一(弁護士)が意見を述べ、与野党委員から質問を受ける。安富さんは今回の改定案の骨子をまと

めた「収容・送還に関する専門部会」部会長、柳瀬さんも専門部会の委員で、政府案を高く評価。いっぽう市川さん、児玉さんは具体的な事例や諸外国の法制度を挙げて政府案を批判した。

◆13:00～14:30 衆議院法務委員会で与党議員による質疑、大口義徳（公明党）と小林鷹之（自民党）が質問。

○10:30～16:30 国会前シットイン。12:00～13:00 昼アピール行動、約 120 人が並び、国会議員や外国人市民のアピールが続いた。そのあとのシットインでは、100 人以上が参加。また 15:00 から、急きょ弁護士たちのよびかけで日比谷公園から銀座まで「入管法改悪反対」デモ、約 100 人が参加。

4月22日（木）○12:00～13:30 「入管法改悪反対！緊急院内集会」を参議院議員会館の講堂で開催。集会では児玉晃一弁護士が改定案の問題点を的確に指摘したあと、難民申請者や仮放免者ら当事者の証言、そして移住連／難民フォーラム／日弁連／アムネスティ・インターナショナル日本／反貧困ネットワーク／全国難民弁護団連絡会議からのアピールが続いた。会場には国会議員 12 人とメディア 39 人が集まり、ライブ中継をし、600 人を超える市民がオンラインで参加してくれた。

○今年 3 月、全国の仲間呼びかけた「入管法改悪反対」個人署名は、1 カ月あまりで 106,792 人の署名が集まり、またマイノリティ宣教センターが呼びかけた「入管法改悪反対」教会共同声明は国内：51 教会、海外：6 教会の賛同が得られた。

○16:30～17:00 国会議員 6 人とともに、個人署名 106,792 人（段ボール 8 個）と教会共同声明を、出入国在留管理庁に提出。前日までは入管庁長官に渡すことになっていたが、多忙を口実に出席せず、審議官に署名と共同声明を渡すと共に、署名に託してくれた全国の仲間 10 万人の思いと怒りを伝える。

☆19:00～20:25 「入管難民法を考える」教会セミナー〈オンライン〉、主催は日本同盟基督教団、視聴参加者は 30 人。

4月23日（金）◆12:50～衆議院法務委員会の理事会が開かれ、法案審議を早期に打ち切り採決にもちこみたい与党理事と、十分に審議を尽くすべきと主張する野党理事とで紛糾（？）。委員会の審議開始が大幅に遅れる。14:30～18:30 法務委員会での野党議員による質疑。

○11:30～18:30 国会前シットイン。12:00～13:00 昼アピール行動、約 120 人が並び、国会議員や外国人市民のアピールが続いた。そのあとのシットインでは、入れ替わり立ち代わり 100 人以上が参加。北海道外キ連から送られてきた連帯メッセージを読み上げ、連帯チョコレートをシットイン参加者に配る。とくに学生たちに大好評。

☆19:00～21:00 「入管難民法を考える」教会セミナー〈オンライン〉、主催は日本聖公会人権問題担当者、視聴参加者は 40 人。

4月27日（火）◆13:00～衆議院法務委員会の理事会が開かれ、今後の審議日程が決められる。

4月28日（水）◆衆議院法務委員会で法案審議。

○11:30～19:30 国会前シットイン。12:00～13:00 国会前アピール。

18:00～19:30 緊急スタンディング・アクション。

# “Open Japan’s Gate for All”

**すべての人に、日本の扉を開けてください**

**～難民申請者を追放する「出入国管理及び難民認定法」の改悪に反対する教会共同声明～**

いま日本で生活している外国人（外国籍住民）は、日本の植民地支配に起因する在日コリアンをはじめ、1990年代を前後して急増した移住労働者や国際結婚移住女性、留学生や技能実習生など、300万人を超えます。

日本の教会とキリスト者は、これまで外国人の人権保障と共生社会をめざして、NGOや弁護士団体と共に、外国人住民基本法と人種差別撤廃基本法の制定を、日本政府と国会に求めてきました。また昨年、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックにあつて、政府から支援を受けられない難民申請者（約1万人）や超過滞在者（約8万人）の窮状を救う活動をしてきました。

彼ら彼女らは、本国で迫害を受けて来日して難民申請をしましたが、難民として認定されず超過滞在となった人びとです。また、在留資格を失い入管施設に収容され、そこから仮放免されても、働くことが禁止され、住民登録がないため健康保険に入れず、困窮している人びとです。しかもコロナ感染拡大によって、家族も親族も同国出身者たちも失職して、仮放免者や超過滞在者たちを支えることができないという過酷な状況が現出し、今後、より深刻化することが予想されます。

ところが、日本政府は今年2月19日、このような人びとの窮状を放置したまま、「出入国管理及び難民認定法」（入管法）の改定案を閣議決定し、国会に提出しました。

まず私たちが確認しなければならないことは、日本の難民受け入れ率は著しく低く、他国では認められるケースの難民申請が不認定とされている「難民鎖国：日本」の現実です（巻末の表1・表2）。このことは、国際社会の中でも劣悪な現状です。

今回の政府案は、閉鎖的、排除的現状を改善するものとはほど遠く、次のような制度を設けようとしています。

## **a. 難民申請の回数を2回までと限定**

この新制度は、難民認定率が1%にも満たない日本の難民認定制度に問題があります。

申請回数を制限して難民申請3回目以降は強制送還とする政府改定案は、「庇護・在留を認めるべき者を適切に保護する」としたノン・ルフールマン原則、すなわち難民を、生命または自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放、または送還してはならないとする国際的原則（難民条約第33条）に、明らかに違反します。

## **b. 退去強制を拒否する難民申請者・超過滞在者に対して「強制送還拒否罪」**

この10年間で、強制退去命令を受けた外国人のうち97%が出身国などに帰国しましたが、残り3%の外国人（約3,000人）は帰国を拒否しています。難民申請者は、迫害を受けた出身国に帰国できないが故に帰国を拒否し、難民申請をするのです。また超過滞在者の多くは、長年日本で働き、家族を形成し、日本で生まれ育った子どもたちがいます。

それにもかかわらず、強制退去命令という「行政罰」に加えて、新たに「刑事罰」を設けることは、刑事手続きで刑務所に送り、それが終わると入管施設に送り、そこでまた帰国を拒否すれば刑事手続きに付す、という悪循環を難民申請者・超過滞在者に強いるものであり、非人道的な加重の懲罰制度です。

## **c. 入管施設での長期収容の代替措置として、「監理措置」と「仮放免逃亡罪」**

在留資格を失った外国人に対する現在の入管収容制度は、司法審査がなく、全件収容主義であり、収容期間が無期限です。入管収容施設では、家族や友人との面会は30分ほどの時間制限が付き、持病があっても許可がなければ病院に通院することもできません。そのため、収容者の病死、ハンスト、餓死が続いています。

このような難民申請者・超過滞在者の長期収容に対しては、国連の拷問等禁止委員会が2007年と2013年に、自由権規約委員会が2014年に、人種差別撤廃委員会は2018年に懸念を表明し、日本政府へ是正勧告を出しています。

そして国連人権理事会の恣意的拘禁作業部会は2020年8月22日、「日本においては庇護申請をしている個人に対して差別的な対応をとることが常態化している」として、収容期間が無期限であることなどは、日本が加盟している自由権規約第9条1項（恣意的な拘禁の禁止）に違反し、また、入管収容について司法審査が定められていないことは、自由権規約第9条4項（自由を奪われた者が裁判所で救済を受ける権利）に違反し、「法的根拠を欠く恣意的な拘禁に当たる」という意見書を採択しました。

日本政府の改定案は、こうした国際人権機関の懸念と勧告をまったく無視するものです。政府改定案では、司法審査も収容期間の上限も設けず、仮放免における保証人制度をより厳しく「監理措置」制度に移行させ、その上、「逃亡罪」を新設するというものです。

これらの新制度は、難民申請を続け、かろうじて強制送還を免れ、何とか生きのびてきた人びとを、これまで以上に身体的、精神的に追い詰め、締め出そうとするものです。問題の根本的解決は、「難民申請者・超過滞在者に対する退去強制手続きの適正化」（日本政府案）ではなく、「難民として保護すべき制度の適正化」（難民条約）にあるのです。

まず、難民認定率が1%にも満たない日本の難民認定制度は、国際人権基準に沿った制度に抜本的に改正されるべきです。また超過滞在者は、日本で安心して生活できる在留資格が保障されるべきです。

「寄留者を虐待したり、圧迫してはならない。あなたたちはエジプトの国で寄留者であったからである」  
（出エジプト記22章20節）。

「実に、キリストはわたしたちの平和であります。二つのものを一つにし、御自分の肉において敵意という隔ての壁を取り壊し、規則と戒律づくめの律法を廃棄されました」  
（エフェソの信徒への手紙2章14、15節前半）。

2021年4月22日

マイノリティ宣教センター／外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会／日本キリスト教協議会／日本カトリック難民移住移動者委員会／イエズス会社会司牧センター／エキュメニカル・ネットワーク「E-net」／外国人住民基本法の制定をもとめる神奈川キリスト者連絡会／外国人住民基本法の制定をもとめる広島キリスト者連絡会／外国人住民との共生を実現する九州・山口キリスト者連絡協議会／外国人との共生をめざす関西キリスト教代表者会議／外国人との共生をめざす関西キリスト教連絡協議会／カトリック正義と平和広島協議会／在日韓国基督教会館／在日韓国人問題研究所／在日大韓基督教会関東地方会社会部／在日大韓基督教会社会委員会／全国キリスト教学校人権教育研究協議会／戦争をゆるさない東京キリスト者の会／東京YMCA高等学院／東京YMCA library／道北クリスチャンセンター／富坂キリスト教センター／日本キリスト教会 人権委員会／日本基督教団 神奈川教区寿地区センター／日本基督教団 東京教区北支区社会部委員会／日本基督教団 西中国教区／日本基督教団 兵庫教区社会委員会／日本基督教団 部落解放センター／日本聖公会／日本聖公会 大阪教区宣教局／日本聖公会 中部教区名古屋学生青年センター／日本聖公会 東京教区人権委員会／日本同盟基督教団 理事会／日本同盟基督教団「教会と国家」委員会／日本同盟基督教団 国外宣教委員会／日本バプテスト同盟 理事会／日本バプテスト連盟 日韓・在日連帯特別委員会／日本バプテスト連盟 理事会／日本福音ルーテル教会 社会委員会／日本YWCA／平和を実現するキリスト者ネット／平和をつくり出す宗教者ネット／靖国・天皇制問題情報センター／在日大韓基督教会 豊橋教会／在日大韓基督教会 名古屋教会／日本キリスト教会 横浜桐畑教会／日本基督教団 王子教会／日本基督教団 なか伝道所／日本基督教団 百人町教会／日本基督教団 四谷新生教会／日本山妙法寺 扶助者聖母会（サレジアン・シスターズ）／ジュネーブ国際機関 扶助者聖マリア人権事務局／米国修道女リーダーシップ会議／韓国基督教教会協議会 正義と平和委員会／福音の光修道会／カロンデレットの聖ヨゼフ修道会／カナダ合同教会／聖ヨゼフ修道会米国連盟

⇒4月22日、入管庁に提出しました

## 入管法改悪NO！ 国会前シットイン（座り込み）緊急呼びかけ

- ◆2月19日に閣議決定された「出入国管理及び難民認定法」（入管法）の改悪案が、今週金曜日の4月16日から、衆議院法務委員会で審議されます。
- ◆この入管法改悪案は、この日本社会に保護を求めてきた難民や、長年働いてきた外国人労働者、日本で生まれても在留資格が与えられていない子どもたちなどの移民・難民の人権が尊重されず、さらに苦渋を強いることとなります。
- ◆そして、この入管法改悪案に対して、私たち人権NGOや弁護士会、さらに国連人権機関から、大きな懸念と反対の意見が表明されています。
- ◆しかし、政府は今、法案審議を強行しようとしています。
- ◆法案審議の前に、政府は、国連人権理事会のもとに置かれた国連特別報告者3名および作業部会からの共同意見書（3月31日）に対して、理を尽くして応答すべきです。これは、国連人権理事会の一員である日本が果たすべき最低限の責務です。
- ◆政府と国会は、入管法改悪案の対象となる移民・難民当事者および市民社会の意見に、真摯に耳を傾けるべきです。国連人権機関から繰り返し勧告されている民主主義の基本的ルールです。
- ◆私たちは、移民・難民の生きる権利、社会に参加する権利を踏みにじるような社会を求めています。誰ひとり取り残されることのない社会に向けた議論こそが国会でなされるべきだと考えます。
- ◆声を上げられない人々、声を上げることが制約されている人々に目を向けた政治こそが政府と国会、そして私たちに求められています。
- ◆私たちは、誰ひとり取り残されることのない社会を一緒につくっていくために、4月16日から「入管法改悪NO！」の意思を国会前で訴えていきます。

⇒詳細は、移住連のホームページ <https://migrants.jp/news/event/20210414.html>

### 「入管難民法を考える」 教会セミナー <オンライン>

開催日	時間	主催団体
4月3日(土)	午後2時～4時	東海在日外国人支援ネットワーク 中部外キ連
4月18日(日)	午後1時～3時	カトリック大阪大司教区南地区宣教評議会
	午後3時～5時	在日大韓基督教会社会委員会ほか
4月22日(木)	午後7時～8時45分	日本同盟基督教団
4月23日(金)	午後7時～9時	日本聖公会 人権問題担当者
4月24日(土)		カトリック調布教会
4月25日(日)		カトリック大学学生団体など
4月30日(金)	午後7時～8時30分	北海道外キ連
5月10日(月)	午後7時～9時	日本バプテスト連盟日韓・在日連帯特別委員会
5月15日(土)	午後1時～3時	日本バプテスト連盟日韓・在日連帯特別委員会
5月16日(日)		広島外キ連
5月18日(火)	午後7時30分～9時	日本福音ルーテル教会社会委員会

(4月25日現在)